



新型コロナウイルス感染拡大予防のための近江和順会の取組み

世界的に猛威を振るっている「新型コロナウイルス」に負けないための近江和順会の取組みをご紹介します。国の施策と連動しながら臨機応変に『法人独自の働きやすい環境づくり』を行っています。不安定な社会情勢の中でも「近江和順会なら安心して働ける」独自制度を実現しています。



安心して子ども・孫などを育てための「特別防疫休暇制度」

○小学校や保育園等の臨時休校や利用制限、また子供や孫等の体調不良等により休まなければならない職員に特別休暇（特別防疫休暇）を付与し、給与が減額されることなく安心して子育て・療育等ができるようにしています。

《対象学校等一覧（国の雇用調整助成金の施策に準ずる）》

- ▼小学校（中学生以上は対象外）
- ▼義務教育学校（小学校課程のみ）
- ▼特別支援学校（高校まで）
- ▼放課後児童クラブ
- ▼幼稚園
- ▼保育所
- ▼認定こども園等

《対象となる職員（国の雇用調整助成金の施策に準ずる）》

- ▼子どもを監護する保護者（親、祖父母、後見人等も含む）である職員
- ▼子どもの世話を一時的に補助する親族である職員



新型コロナウイルスの濃厚接触者や濃厚接触者の接触者など感染のリスクが考えられる場合の休業に対する法人独自施策

○新型コロナウイルスの濃厚接触者となったり、濃厚接触者の接触者になるなど、万一の感染が疑われる場合は仕事を休む必要が出てきます。しかしながら、仕事を休むとなると収入面への不安は否めません。でも大丈夫!! 法人の指示にて休業することになった職員は、既存の特別休暇（防疫休暇）を拡大し『最大3日間』取得できるようにしています。

○防疫休暇の3日間以外については、年次有給休暇の取得での対応を基本としますが、「試用期間中で年次有給休暇が発生していない」「年次有給休暇をすでに使い切っている」など年次有給休暇がない場合でも、休業手当として給与の約60%を支給します。長期の休みが必要となった場合でも安心して療養できるようにしています。



新型コロナウイルスに感染した場合の施策

○労災の上乗せ補填

職場が起因して新型コロナウイルスに感染し休まなければならなくなった場合、労災から平均賃金の約80%が支給されることとなりますが、残りの約20%についても補填します。

○法人の健康保険非加入者への休業手当の支給

職場以外で新型コロナウイルスに感染して休まなければならなくなった場合は、法人の健康保険加入者であれば協会けんぽから傷病手当金が支給されます。法人の健康保険非加入者の場合は、年次有給休暇の取得を基本としていますが、年次有給休暇で対応できない休業に対しては、休業手当を支給することにより、大幅な収入減になることなく安心して療養できるようにしています。



近江和順会としての「新型コロナウイルス対策」としての姿勢

新型コロナウイルスにより収入が減って生活に支障が出ないように迅速かつ臨機応変な対応を進めています。「新型コロナウイルスに感染した可能性がある」「新型コロナウイルスに感染してしまった」場合でも、精神的にも経済的にも安心して休むことができる職場環境づくりに取り組んでいます。